

第 10 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 19 年 4 月 1 日から

5 年間

平成 24 年 3 月 31 日まで

(平成 20 年 10 月 17 日変更)

愛 媛 県

目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
2	特別保護地区の指定	5
(1)	方針	5
(2)	特別保護地区指定計画	6
(3)	特別保護地区の指定内訳	7
3	休猟区の指定	7
(1)	方針	7
(2)	休猟区指定計画	8
(3)	特例休猟区指定計画	13
4	鳥獣保護区の整備等	20
(1)	方針	20
(2)	整備計画	20
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	21
1	鳥獣の人工増殖	21
(1)	方針	21
(2)	人工増殖計画	21
2	放鳥獣	21
(1)	方針	21
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	21
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	22
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	22
(1)	許可しない場合の基本的考え方	22
(2)	許可する場合の基本的考え方	22
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	23
(4)	許可に当たっての条件の考え方	23
(5)	許可権限の市町長への委譲	23
(6)	捕獲実施に当たっての留意事項	24
(7)	捕獲物又は採取物の処理等	24

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	2 4
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	2 5
2 学術研究を目的とする場合	2 5
(1) 学術研究	2 5
(2) 標識調査	2 6
3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	2 6
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	2 6
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	2 7
(3) 鳥獣の適正管理の実施	3 8
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	3 9
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	4 1
4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	4 2
(1) 許可対象者	4 2
(2) 鳥獣の種類・数	4 2
(3) 期間	4 2
(4) 区域	4 2
(5) 方法	4 2
5 その他特別の事由の場合	4 3
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	4 4
1 特定猟具使用禁止区域の設定	4 4
(1) 方針	4 4
(2) 特定猟具使用禁止区域設定計画	4 4
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	4 5
2 特定猟具使用制限区域の指定	4 6
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	4 6
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	4 6
2 実施計画の作成に関する方針	4 6
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	4 7
1 基本方針	4 7
2 鳥獣保護対策調査	4 7
(1) 方針	4 7
(2) 鳥獣生息分布調査	4 7
(3) 希少鳥獣等保護調査	4 7
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	4 8

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	4 8
3 狩猟対策調査	4 9
(1) 方針	4 9
(2) 狩猟鳥獣生息調査	4 9
(3) 狩猟実態調査	4 9
4 有害鳥獣対策調査	5 0
(1) 方針	5 0
(2) 調査の概要	5 0
第八 鳥獣保護事業の啓発に関する事項	5 1
1 鳥獣保護思想の普及	5 1
(1) 方針	5 1
(2) 事業の年間計画	5 1
(3) 愛鳥週間行事等の計画	5 1
2 野鳥の森等の整備	5 2
3 愛鳥モデル校の指定	5 2
(1) 方針	5 2
(2) 指定期間	5 2
(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容	5 2
(4) 指定計画	5 3
4 安易な餌付けの防止	5 3
(1) 方針	5 3
(2) 年間計画	5 3
5 法令の普及徹底	5 4
(1) 方針	5 4
(2) 年間計画	5 4
第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	5 5
1 鳥獣行政担当職員	5 5
(1) 方針	5 5
(2) 設置計画	5 5
(3) 研修計画	5 6
2 鳥獣保護員	5 6
(1) 方針	5 6
(2) 設置計画	5 6
(3) 年間活動計画	5 6
(4) 研修計画	5 7

3	保護管理の担い手の育成	57
(1)	方針	57
(2)	研修計画	57
(3)	狩猟者減少防止対策	57
4	取組み	57
(1)	方針	57
(2)	年間計画	58
5	必要な財源の確保	58
第十	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	59
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	59
2	鳥獣の区分と保護管理の考え方	59
(1)	希少鳥獣	59
(2)	狩猟鳥獣	59
(3)	外来鳥獣等	59
(4)	一般鳥獣	59
3	狩猟の適正管理	60
4	指定猟法禁止区域	60
(1)	方針	60
5	鳥類の飼養の適正化	60
(1)	方針	60
(2)	飼養適正化のための指導内容	60
(3)	許可権限の市町への委譲	60
6	販売禁止鳥獣等	61
(1)	許可の考え方	61
(2)	許可の条件	61
(3)	許可権限の市町への委譲	61
7	傷病鳥獣救護の基本的な対応	62
8	人獣共通感染症への対応	63